平成２４年（フ）第７号
群馬県沼田市材木町44番地30、前住所群馬県沼田市西倉内町683番地
債務者　長澤　伊織
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目36番地16
債務者　北斗真理子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７５６号
埼玉県草加市西町786番地３
債務者　伊邉　代子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
埼玉県三郷市早稲田１丁目16番地７　プラザドゥエースＢ棟101、旧住所埼玉県草加市氷川町798番地１　Ｆ．Ｉ．Ｓ．草加219号
債務者　佐藤　洋次
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
埼玉県越谷市北越谷１丁目８番20号　シャングリラ越谷301号
債務者　小路　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
埼玉県所沢市こぶし町16番31号
債務者　神田　圭子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３６号
埼玉県飯能市大字上名栗1523番地６
債務者　猪村　規雄（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４４号
埼玉県川越市大字砂159番地13
債務者　村井維黛こと　孫　　維黛
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２４号
千葉県船橋市本町３丁目22番５号
債務者　滝口　昭子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
千葉市若葉区桜木北３丁目20番47号　コープ桜木町204号
債務者　齋藤　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区27棟404号
債務者　齋藤　　東
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番３棟503号
債務者　鴨志田かつ江
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
千葉市中央区椿森１丁目25番17号　めぞんぼぬーる101号
債務者　赤間　成志
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８２号
千葉県市原市姉崎722番地４　パストラルハウス姉崎405
債務者　豊岡　珠美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
千葉県山武市横田976番地43
債務者　小山　　緑
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
千葉県東金市西福俵59番地８
債務者　田中　政夫（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９５号
新潟市秋葉区柄目木186番地２－３号
債務者　土橋　勝典
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
新潟市北区島見町1100番地３
債務者　下竹原　卓
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部